

「こども家庭庁」の早期設置を求める意見書（案）

少子高齢化が深刻な我が国において、子供たちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性はかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携して取り組むべき課題となっている。

地方行政の現場では、子供・子育てに関する様々な課題に直面しており、結婚、妊娠、出産、医療、療育、保育、教育、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など、住民からの多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく現場の職員は尽力しているところである。しかしながら、国の一元的な窓口が存在しないため、中央省庁と地方行政との間で十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースも生じている。

こうした縦割りの弊害を乗り越えるとともに、子供・子育てに関する現場の実態を踏まえ、必要な財源を確保しながら子供の視点に立った政策を総合的に推進していくため、国・都道府県・市町村の連携のプラットフォームとして機能する「こども家庭庁」の設置が必要であると考えているところである。

よって、国においては、子供政策の充実を図るため、早急に次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 専任の大臣の下で、強い権限を持って子供・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども家庭庁」を設置すること。「こども家庭庁」設置とそれに伴う政策の拡充等に当たっては、国と地方で連携を強化するための協議の場を設けること。
- 2 「こども家庭庁」には、子供に関する課題と予算の網羅的・一元的把握と、縦割りを克服し府省庁横断で施策を推進するための強い総合調整機能、調査機能、データの一元的な集約と影響評価、政策立案等の権限を持たせること。
- 3 子供関連の政府支出の割合をOECD加盟国の平均並みに引き上げるとともに、子供関連施策に対する地方財政措置や人材確保支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

様

和歌山県議会議長 森 礼子  
(提出者)

藤山 将材  
長坂 隆司  
多田 純一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）